

平成27年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、平成27年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区分	平成27年度	平成26年度
総額	15兆7,495億円	15兆8,724億円
道府県分	8兆3,705億円	8兆4,533億円
市町村分	7兆3,790億円	7兆4,191億円

2 交付団体及び不交付団体数

区分	平成27年度			平成26年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,659	59	1,718	1,665	54	1,719
計	1,705	60	1,765	1,711	55	1,766

3 主な算定事項

- (1) まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置するため、「地域の元気創造事業費」に加え、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を設けること。
- (2) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成26年度に引き続き支所の財政需要について加算するほか、消防費及び清掃費について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しや人口密度等による需要の割増しを行うとともに、これらに係る離島の増嵩経費の見直しを行うこと。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の実施、地域包括ケアシステムの構築、国民健康保険への財政支援の拡充、介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化、生活困窮者の自立支援に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を充実すること。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費の算定において、特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

平成27年7月24日（金）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都 道 府 県	道府県分	市町村分
北海道	640,988	761,860
青森	212,268	188,956
岩手	214,079	183,883
宮城	144,543	166,528
秋田	190,140	182,751
山形	177,016	141,560
福島	177,020	185,202
茨城	168,209	152,966
栃木	117,165	81,186
群馬	119,415	113,430
埼玉	199,921	138,939
千葉	167,256	144,864
東京	—	46,043
神奈川	98,273	61,785
新潟	263,431	247,493
富山	125,164	83,134
石川	123,669	99,499
福井	127,964	60,536
山梨	130,670	88,996
長野	204,157	239,200
岐阜	171,014	157,367
静岡	148,633	91,666
愛知	76,964	87,266
三重	132,822	117,459
滋賀	111,504	80,746
京都	167,801	142,783
大阪	279,308	248,254
兵庫	297,864	277,544
奈良	150,690	111,673
和歌山	164,733	112,586
鳥取	135,895	83,942
島根	182,085	136,619
岡山	163,563	166,953
広島	181,133	189,077
山口	167,582	127,831
徳島	143,020	88,478
香川	108,519	75,575
愛媛	163,878	145,213
高知	171,750	127,010
福岡	265,188	305,520
佐賀	140,880	91,507
長崎	216,207	196,433
熊本	213,360	210,743
大分	168,449	131,060
宮崎	180,073	133,818
鹿児島	263,215	241,818
沖縄	203,018	131,288
合 計	8,370,497	7,379,045

（注） 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。